

# 北区オープンデータ推進ガイドライン

令和2年7月3日策定

北区オープンデータ推進ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、公共データの活用を推進することにより、区民生活の向上や経済活動の活性化を図ることなどを目的として、北区（以下「本区」という。）がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取組みの方向性を示すものである。

## 第1章 オープンデータ推進の基本的な考え方

### 1 本ガイドラインにおけるオープンデータの定義

本ガイドラインにおけるオープンデータとは、区が保有する公共データが、区民及び法人その他の団体（以下「区民等」という。）に利活用されやすいように、機械判読性が高く、二次利用可能なルールの下で公開されること、また、そのように公開されたデータを指す。

### 2 本区がオープンデータを推進する意義

#### （1）行政の透明性・信頼性の向上

公共データをオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上を図る。

#### （2）区民参画と協働の推進

オープンデータの推進を通じて、区民等と公共データを共有することにより、区民参画と協働の推進を図る。

#### （3）地域経済の活性化

企業や民間団体等が、自由に編集、加工及び分析を行うなど、幅広い層の利用者が公共データを活用できる環境を提供することにより、観光、防災等をはじめとする各分野において新たなビジネスやサービスを創出するなど地域経済の活性化を図る。

### 3 オープンデータの推進のための基本原則

（1）公共データを積極的にオープンデータとして公開する。

（2）機械判読性が高く、二次利用が容易な形式で公開する。

（3）営利目的、非営利目的を問わず活用を推進する。

（4）取組み可能な公共データから速やかに着手する。

#### 4 推進体制

オープンデータは、全庁的な体制により推進する。

#### 5 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時、必要な見直しを行う。

### 第2章 オープンデータ推進に関する具体的な取組み

#### 1 オープンデータ化の検討対象となる公共データ

原則として、本区が保有する公共データのうち、本区ホームページに掲載し公開・公表をしている公共データをオープンデータ化の対象とする。また、オープンデータ化可能な公共データの選別を進め、個人情報や他団体が有する著作権等の諸権利に配慮した上で、公開する公共データの対象を検討する。

#### 2 オープンデータ公開サイトの整備

オープンデータの提供に際しては、本区ホームページ上にオープンデータ公開サイトを整備する。

#### 3 二次利用の促進と機械判読性の向上

##### (1) 公開した公共データの二次利用の原則

オープンデータとして公開した公共データは、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

公共データの二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、どのような条件で利用を認めるか明示する。

なお、著作権法の範囲内で、可能な限り二次利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(※1)における「CC BY(※2)」となるよう検討し、著作権及び個別法の規定以外の理由により利用を制限する場合には、その理由を併せて表示することとなる。

また、著作物とならない公共データについては、著作権の保護対象外であり二次利用の制限はないことを明示する。

##### (2) 機械判読性(※3)が高いデータの公開

オープンデータ化する公共データについては、それをコンピュータで機械的に読み取り、処理して再利用することを考慮したデータの構造(タグの付け方、表の形式等)とするよう努める。

また、可能なものから、特定のアプリケーションに依存しないデータ形式(C

S V (※4) 等) 又はより高度な利用が可能なデータ形式 (R D F (※5) 等) での公開を考慮する。

(3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本区が保有するデータのうち、区民、事業者等から提供された情報や外部委託した業務の成果物の一部等、第三者が著作権その他の権利を有している情報については、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう事前に調整を行うものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項の表示

公共データの時点や作成日、作成方法等、二次利用のために必要な情報を可能な限り提供し、注意事項及び前提となる条件等を掲示する。

また、オープンデータを二次利用した者が作成した情報により第三者が損害を被った場合、本区はその責めを負わない旨を明示する。

#### 4 オープンデータの掲載期間

オープンデータの掲載期間については、過去から現在まで、又は将来に向けたデータの変化を観察することに意味がある場合や、データの最新性に意味がある場合等、様々なケースが想定されることを踏まえ、オープンデータの掲載期間については、個々のデータの性質に応じて設定する。また、掲載期間を経過したデータは、速やかに削除する。

#### 5 利活用促進のための取組みの方向性

(1) 利活用促進のための支援

区民等から利活用の提案等があった場合には、その趣旨、内容を検討した上で、必要に応じて各所属が連携し、支援する。

(2) 区民等との連携

区民等のオープンデータに関するニーズの把握に努めるとともに、区民等が行う利活用促進の取組みについては、その趣旨及び内容を検討した上で、積極的に連携・協力する。

(3) 区民等による活用事例の紹介

区民等が本区のオープンデータを活用した新サービス等を創出した場合は、当該サービス等がオープンデータ推進の意義に沿うものかどうかを判断した上で、当該新サービス等を創出した者との協議の上、本区ホームページ等において積極的に紹介する。

(4) 各所属におけるオープンデータの活用

各所属においては、他部署のデータも含めて積極的にオープンデータを活用し、業務改善や課題解決に取り組むとともに、業務に活用できるオープンデー

タの拡充について検討・改善を図る。

(5) 利活用に関する調査・研究

オープンデータの利活用、利用拡大の在り方等について、調査及び研究を行う。

《参考：用語解説》

※1 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」など様々なレベルの条件を選択して表示する。

※2 CC BY

クリエイティブ・コモンズによりライセンスの表記の一つ。原作者のクレジット（氏名、作品タイトル、URL）を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布することができる。

※3 機械判読性

コンピュータが、特定のアプリケーションに依存せず、データの論理的な構造を識別（判読）でき、データ内の値（表の中に入っている数値、テキスト等）が処理できること。

※4 CSV

Comma Separated Values の略。カンマでデータ内の項目を区切るテキスト形式のファイルで、汎用性が高い。

※5 RDF

Resource Description Framework の略。データの作成者やタイトル、更新日等のデータ自体に関する情報を記述する言語。効率的にデータの管理や検索等が行える。